

尾道糸崎港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成 26 年 8 月

尾道糸崎港港湾管理者
広 島 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 5 年 6 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 5 年 8 月 港湾審議会第 146 回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 7 年 3 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 22 年 8 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
- ・平成 25 年 8 月 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会

の議を経た尾道糸崎港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

変更理由

松浜地区において、臨海部への企業誘致の促進及び土地需要の変化に対応するため、土地利用計画の一部を変更する。

土地造成及び土地利用計画

松浜地区において、臨海部への企業誘致の促進及び土地需要の変化に対応するため、土地利用計画の一部を変更する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

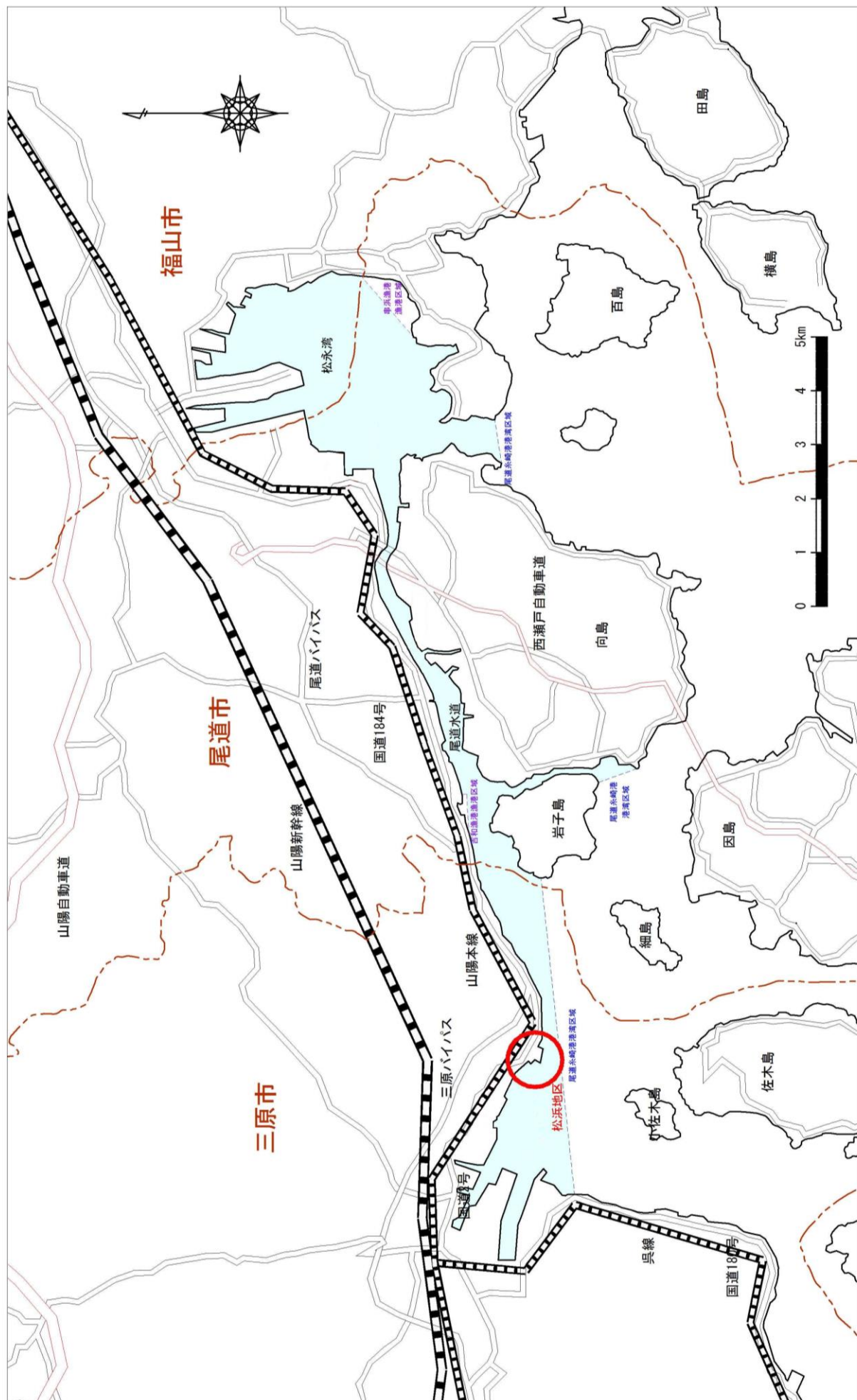
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交流 厚生 用地	交通 機能 用地	緑 地	合 計
松浜 地区	(1) 1	(2) 2	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(3) 3	(10) 10

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

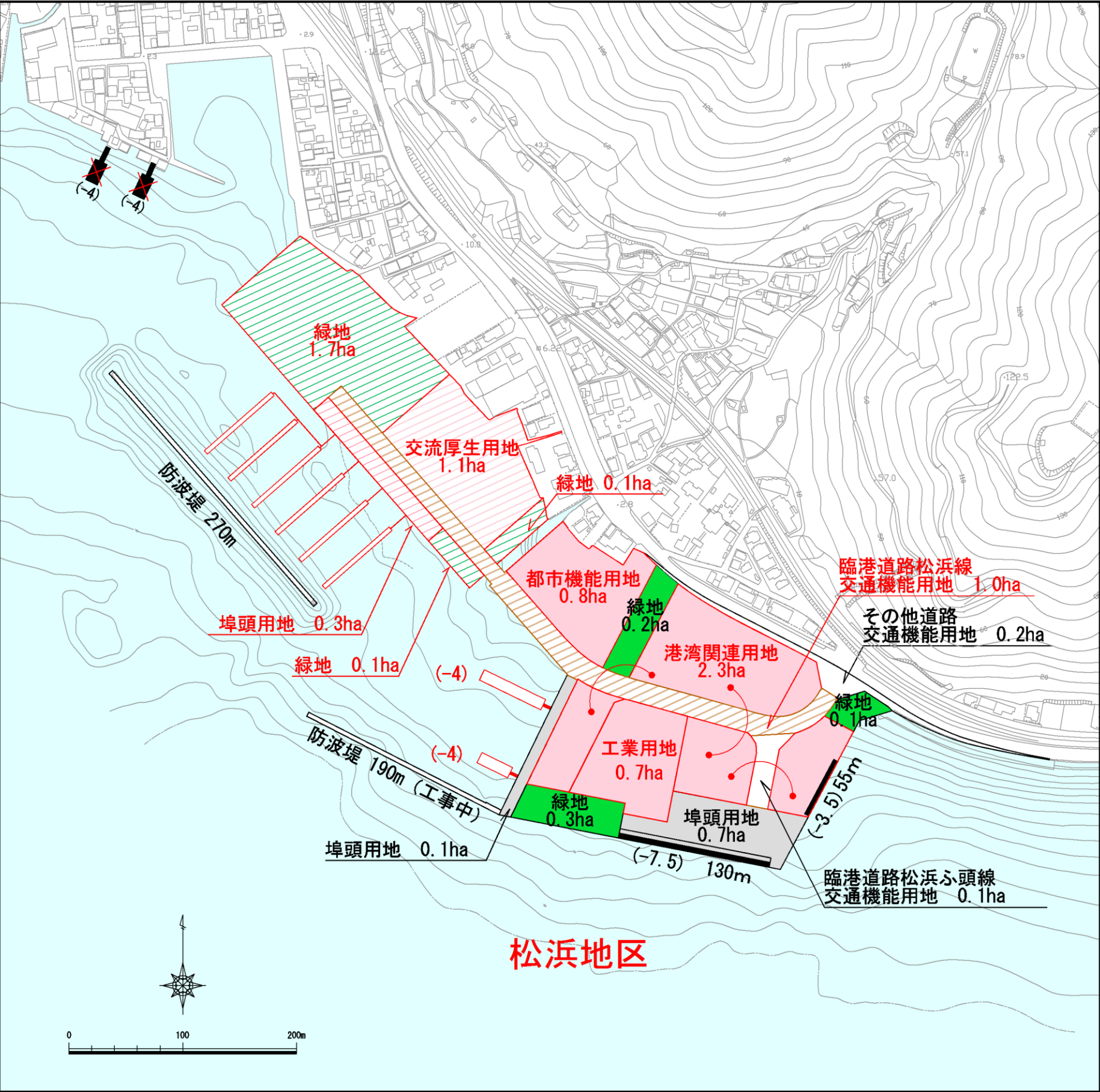
注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

尾道系崎港港湾計画位置図



尾道糸崎港港湾計画図

＜松浜地区＞



凡 例	
	防 波 堤 (既 設)
	公 共 岸 壁 (既 設)
	専 用 岸 壁 (既 設)
	小 型 棧 橋 (既 設)
	(既定計画)
	埠 頭 用 地 (既 設)
	(既定計画)
	緑 地 (既 設)
	(既定計画)
	臨 港 道 路 (既 設)
	(既定計画)
	(既 設)
	(既定計画)
	そ の 他 の 用 地 (今回計画)